

南会津町告示第22号

南会津町町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

南会津町長 大宅宗吉

### 南会津町町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 町は、林業成長産業化及び地域経済の活性化を図ることを目的として、町産木材の地産地消及び地場産業の振興を促進するため、町内で木造住宅を建築する者に対し、使用される町産木材の量及び薪ストーブの設置に応じ、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 主要構造部に木を使った住宅をいう。
- (2) 施主 建築工事の発注者をいう。
- (3) 町内業者 町内に本社機能を置く工務店及び個人事業者で、建築基準法（昭和25年法律第201号。）に基づき木造住宅の建築工事を請け負え、南会津町森林認証推進協議会に登録若しくは趣旨に賛同したものをいう。
- (4) 専用住宅 施主が居住することを目的とした、生活するために必要な居室、台所、便所及び浴室を有する一戸建ての住宅をいう。
- (5) 併用住宅 施主が居住する部分と業務部分が併存しており、その境を完全には区画せずに相互に往来できる住宅をいう。
- (6) 集合住宅 複数の住戸が集合して1棟を構成する住宅をいう。
- (7) 新築住宅 新たに建設された住宅であって、建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのない住宅をいう。
- (8) 増築 既存住宅の床面積を増加させる工事をいう。
- (9) 改築 既存住宅の用途、規模、構造とそれほど変わらない建築物にする工事をいう。
- (10) 町産木材 町内で生産された丸太を原材料に、町内の製材所等により加工若しくは納材された住宅建築に必要な木製品をいう。
- (11) 構造木材 住宅の構造部分や土木構造物及び室内で直接面しない木製品をいう。
- (12) 内装木材 住宅の床、壁、天井などに使用される構造木材以外の室内に直接面した

木製品をいう。

- (13) 薪ストーブ 薪を燃料として使用する暖房器具で、二次燃焼構造を有するものをいう。
- (14) 展示会 施主への住宅の引渡し前に行うもので、木造住宅への理解と関心を高めることを目的とした催しをいう。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 南会津町町産材使用新築住宅等支援事業（以下「町産材住宅」という。）の補助対象者は、町内で住宅建築を行う施主とし、次の各号全てを満たしたものとする。

- (1) 補助対象者は、町内に住民登録がされている者又は住宅建築後に、速やかに住民登録が見込めるものであること。
- (2) 建築工事が新築住宅及び増築、改築であること。
- (3) 補助対象とする住宅の所有者であること。
- (4) 建築工事を町内業者と契約し、町産木材を使用すること。
- (5) 町内での建築で竣工から5年以上、施主が自ら居住する木造住宅であること。
- (6) 専用住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上を専用住宅の用に供していること。
- (7) 集合住宅ではなく、賃貸及び販売を目的とした住宅でないこと。
- (8) 新築住宅にあつては、5立方メートル以上の町産木材を使用すること。
- (9) 増築及び改築にあつては、2立方メートル以上の町産木材を使用すること。
- (10) 建築工事を請け負う町内業者が、施主への引渡し前に展示会を企画し、開催を確約できること。
- (11) 施主及び建築を請け負う町内業者は、町税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 町産材住宅の補助金の額は、町産木材での構造木材及び内装木材の使用量に応じた次のとおりとし、新築住宅及び増築、改築の施工と併せて薪ストーブを1台以上設置した場合、補助金の額を加算する。

(1) 新築住宅での補助金の額

町産木材使用量 (m <sup>3</sup> )	5～7 m <sup>3</sup> 未満	7～9 m <sup>3</sup> 未満	9～11m <sup>3</sup> 未満	11～13m <sup>3</sup> 未満	13～15m <sup>3</sup> 未満	15m <sup>3</sup> 以上
補助金の額 (円)	50万円	70万円	90万円	110万円	130万円	150万円

(2)増築及び改築での補助金の額

町産木材使用量 (m3)	2～3 m3 未満	3～4 m3 未満	4～5 m3 未満	5 m3以上は新築住宅での補助金の額の表に順ずる。
補助金の額 (円)	20万円	30万円	40万円	

(3) 薪ストーブ設置加算

補助金の加算額 (円)	50万円
-------------	------

- 2 構造木材は、住宅に使用される町産木材の体積の合計値とする。
- 3 内装木材は、住宅に使用される町産木材の施工面積により10平方メートルを1立方メートルに換算する。

(補助金交付の申請及び申請書受付期限)

第5条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者は、町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、建築を請け負う町内業者を介して町長に提出しなければならない。

- (1) 施主の住民票及び誓約書(様式別紙1)
- (2) 施主と建築を請け負う町内業者との契約書の写し
- (3) 建築する住宅の位置図、町産木材の使用予定箇所が分かる平面図等、使用する構造木材及び内装木材の数量が分かる木割表、併用住宅にあつては、延べ床面積の内訳の分かる資料
- (4) 薪ストーブを設置予定の場合は、薪ストーブ設置調書(様式別紙2)
- (5) 展示会開催予定表(様式別紙3)
- (6) 施主及び建築を請け負う町内業者の納税証明書

- 2 当該年度の申請書受付期間は次のとおりとし、南会津町役場の開庁時間内に受付するものとする。ただし、申請書受付期間中の期限日について、祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後を期間とする。

	申請書受付期間
第1次	4/1から4/15まで
第2次	5/16から5/31まで
第3次	7/1から7/15まで
第4次	10/1から10/15まで
第5次	12/25から1/15まで

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、次の選考順位に基づきこれを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により建築を請け負う町内業者を介して申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

選考順位		優先事項
1	新築住宅、増築、改築の順で優先する。	第1次で決定に至らなかった申請について、次回以降に再申請された場合、新規申請より優先して選考する。第2次申請以降も同様とする。
2	町産木材の使用量の多い申請を優先する。	
3	申請のあった補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、広く事業を利用頂くため、木造住宅を請け負う町内業者を重複して選考しない。	

2 その他、町長が必要と認めるもの。

(交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町産材使用新築住宅等支援事業補助金変更申請書(様式第3号)に変更に関する関係書類を添付し、建築を請け負う町内業者を介して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及びその他必要な調査を実施し、その適否を決定し適当と認めるときは町産材使用新築住宅等支援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により建築を請け負う町内業者を介して補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、町内業者より木造住宅の引渡しを受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、町産材使用新築住宅等支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる関係書類を添付し、建築を請け負う町内業者を介して町長に提出しなければならない。

- (1) 施主と町内業者との契約書の写し
- (2) 工事引渡(受渡)書の写し
- (3) 使用した町産木材の納品業者名及び製品名称並びに数量の分かる納品書の写し、もしくは納品一覧表
- (4) 使用した町産木材の町産材証明書(様式第6号)の写し

- (5) 町産木材使用一覧表（様式第7号）
- (6) 町産木材の使用箇所が分かる図面（平面図等）
- (7) 工事及び竣工写真（町産木材の納品写真、軸組写真、町産木材の施工箇所が分かる写真、竣工後の内部及び全体写真）
- (8) 薪ストーブを設置した場合、薪ストーブ実績報告書（様式別紙4）
- (9) 展示会の開催実績の分かる書類及び写真
- (10) 補助金交付申請時に町内に住民登録がなされていない施主は、町内に住民登録後の住民票
- (11) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る関係書類を審査及び確認の上、補助金の額を確定し、町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付確定通知（様式第8号）により建築を請け負う町内業者を介して補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助対象者は、前条の規定により額の確定後、町産材使用新築住宅等支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出することができる。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が既に補助金を受け、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に、補助対象の住宅を第三者へ譲渡及び貸し付け又は解体したときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項に規定する返還を求める金額は次のとおりとする。

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

3 町長は、前各項の規定にかかわらず、災害、相続又はその他やむを得ない事情がある場合であって、補助対象者又は同居する世帯員から申し出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(検査等に対する協力)

第13条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、町長が必要と認める検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(会計帳簿の整理等)

第14条 補助金等の交付を受けた補助対象者及び建設工事を請け負った町内業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。